

下関市移住者向け住宅購入支援事業のご案内

(住宅金融支援機構【フラット35】地域活性化型適用事業)

下関市に転入して住宅を建築・購入する方を対象に、

官民で最大 **150万円**※ を補助します。

※詳しくは、以下をご確認ください。

対象者

転入者のうち、これから市内にご自身が居住する住宅の建築・購入する方で、交付申請時点（契約締結前）に、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・3年以上継続して市外に居住している方で、転入予定者
- ・3年以上継続して市外に居住していた方で、転入日から1年以内の方

対象住宅

【新築住宅】 ※新築住宅とは、人が住んだことのない住宅で、検査済証の交付日等から1年を経過していない住宅をいいます。

- ・戸建て住宅（75㎡以上）とマンション（55㎡以上）
- ・下関市内に本店、支店等を有する登録事業者との請負・売買契約であること。

【中古住宅】

- ・昭和56年6月1日以降に適用されている新耐震基準を満たす中古住宅
- ・下関市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者を介した売買契約であること。

補助額

※補助額は、100万円を上限として、住宅の建築等の費用の1/2と以下の区分に応じた額を比較して、いずれか少ない額となります。

世帯区分	補助額	+	加算区分（重複可）	加算額
中学生以下の子がいない世帯	30万円		三世帯同居・近居の場合	30万円
			居住誘導区域の場合	20万円
世帯区分	補助額	+	加算区分（重複可）	加算額
中学生以下の子が1人いる世帯	60万円		中学生以下の子2人以降、1人につき	20万円
			三世帯同居・近居の場合	30万円
			居住誘導区域の場合	20万円

※1世帯あたり、100万円が上限です。（加算を含む）

【募集期間】 令和6年4月1日(月)～令和6年12月27日(金) 先着順

さらに、新築住宅の場合は

市の補助額に応じ、登録事業者による30万円又は50万円の優遇措置あり

※この補助金の交付を受けようとする人は、住宅の建築・購入に係る契約の締結前に交付申請が必要です。

お知らせ

この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度をご利用いただけます。（住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話：0120-0860-35）

下関市建設部住宅政策課 電話：083-231-1941